

# ～ワンストップ特例制度～

ふるさと納税を促進し、地方創生を推進する観点から、確定申告等を行わない給与所得者等の方について、ふるさと納税に係る税控除を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」（以下「ワンストップ特例」といいます。）が創設されました。

## ワンストップ特例の概要

### ○税控除を受けるための確定申告が不要になります

これまで、所得税（国税）と個人住民税（地方税）の税控除を受けるためには、寄附を行った先の団体が発行した領収書を添付又は提示し、税務署へ確定申告する必要がありました。ワンストップ特例では、寄附先の団体へ申請することにより、確定申告をしなくても、税控除の適用を受けることができます。

### ○確定申告を行った場合と同額の税控除が受けられます

本特例が適用される場合は、寄附を行った翌年度の個人住民税（地方税）において、所得税控除分相当額（国税）を含めて控除されます。（確定申告を行った場合と同額が控除されます。）ただし、確定申告を行う場合は、これまでどおり所得税と個人住民税から税控除の適用を受けることになります。

## 1 申請の対象となる方

次の①及び②に該当する方について、申請することができます。

- ① 「確定申告」及び「町民税・道民税の申告」をする予定のない方（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者）

※ 申請後、確定申告等をする場合、ワンストップ特例が適用されないことになりますので、申請したすべての寄附金について、扶養控除、医療費控除、ふるさと納税以外の寄附金その他の申告事項と併せて必ず申告するよう、御注意ください。

- ② 1月1日から12月31日の間にワンストップ特例の申請が5団体以上と見込まれる方（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者）

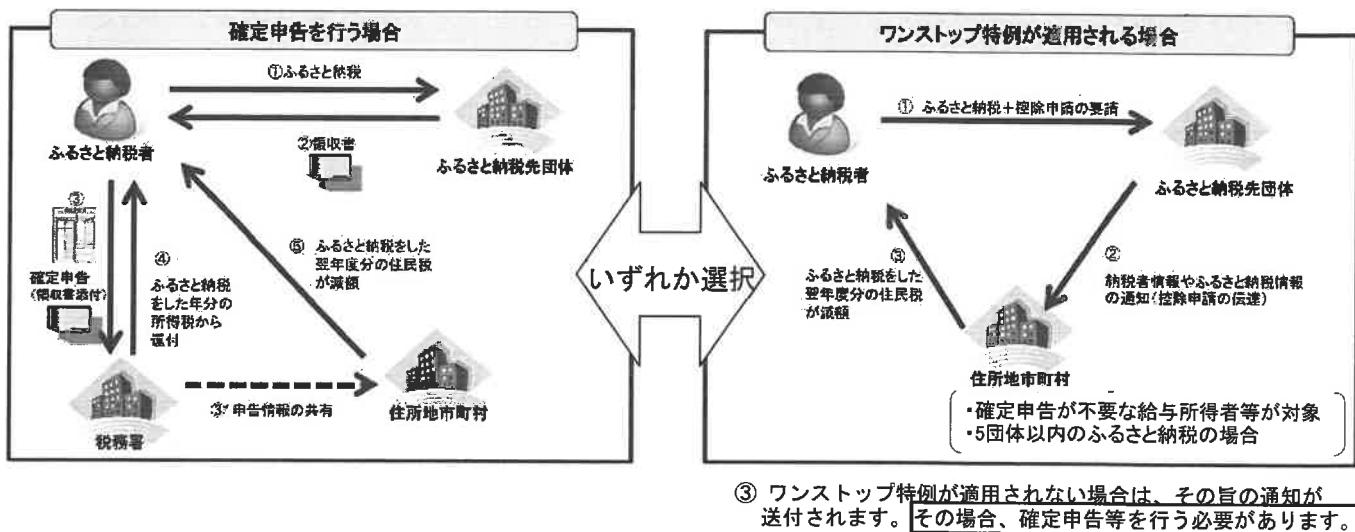
※ 5団体を超えて申請した場合、申請はすべてなかったものとなります。

## 2 申請の手続

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載の上、マイナンバーカードおよび申請者本人を確認できる書類と一緒に郵送してください。

また、申請後、申請内容（住所、氏名、生年月日）を変更又は訂正する場合は、寄附した年の翌年1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」に必要事項を記載の上、当該申請をした寄附先へ届け出てください。

### 【税控除までの流れ】



### 【税控除金額の事例】

○年収 700万円の給与所得者（夫婦のみ・所得税率が20%※）

（※平成50年度まで復興特別所得税（所得税額の2.1%）を加算した率とする。）

3万円のふるさと納税（寄附）をした場合

控除対象外	所得税控除額 (※)	個人住民税控除額	所得割額の 2割を限度
2,000 円	5,718 円	2万 2,282 円	

（※）ワンストップ特例の適用を受けた場合は、個人住民税から控除されます。

寄附金3万円のうち、2万8,000円が所得税・個人住民税から控除

【お問合せ先】北海道下川町

（ふるさと納税）総務企画課、（税控除）税務住民課

電話：01655-4-2511 FAX:01655-4-2517

※下川町外に住所を有する方は、お住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

令和 年寄附分

市町村民税  
道府県民税

## 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

年 月 日 下川町長様		整理番号											
住 所	〒		フリガナ										
			氏 名										
電話番号			個人番号										
			生年月日	西暦	年	月	日						

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

- ① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

- ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和5年寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所			受付日付印
氏 名	様		

受付団体名

北海道下川町

年寄附分 提出日を記入	市町村民税 道 本件内すべてに記入してください ※記載内容について、年内に変更が生じた場合は、変更届出書が必要です		余に係る申告特例 <b>記入例</b>
年 月 日 上川郡下川町長 様	整理番号		
住 所 東京都千代田区丸の内〇-〇	フリガナ 下川 太郎	個人番号(マイナンバー)を記入	
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	個人番号 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4	生年月日	西暦 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出して **寄附をした年月日と寄附金額を記入**

### 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
〇〇年 〇月 〇日	〇〇,〇〇〇円

### 2. 申告

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出す年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項を除く）の規定の適用を受ける者

（2） ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が年間で5市町村以下であると見込まれる場合のみ、チェックしてください。

道府県民税に  
県民税の申告  
書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確  
率。）を要しない者

### ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

マイナンバー法の施行により、ワンストップ特例申請書（申告特例申請書）の他に下記の書類が必要になります。

A～Cのうち、ひとつを提出してください。書類を間違えますと寄附控除を受けられません。

#### Aパターン

1.マイナンバーカードの写し（※両面）。1点のみ

#### Bパターン

1.番号通知カード（写し）もしくは住民票（番号あり）（写し）  
2.運転免許証（写し）もしくはパスポート（写し）

#### Cパターン

1.番号通知カード（写し）もしくは住民票（番号あり）（写し）  
2.健康保険証、年金手帳、住民基本台帳カード（写真なし）など2点以上の写し